

秋田県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成26年11月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	398号	湯沢市皆瀬字寄合畑27番1から字深沢16番4まで	9.00～32.60	0.420
	新	398号	湯沢市皆瀬字寄合畑27番1地先から字深沢16番4まで	10.00～32.60	0.420

2 供用開始の期日 平成26年11月28日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成26年11月28日から同年12月11日まで